

(平成23年4月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成5年1月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から同年6月6日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について被保険者として記録されていない旨回答を受けた。

私は、申立期間当時、A社に季節労働者として就労し、同社で支給した平成5年1月から同年6月までの給与の支給明細書を所持しており、それを見ると、厚生年金保険料、健康保険料及び厚生年金基金の掛金が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与の支給明細書、雇用保険の加入記録、元上司及び元同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与の支給明細書の保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、当該事業所は、平成8年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事

業所でないことが確認できる。しかし、法人登記簿謄本により、当該事業所は、4年10月1日に法人として設立されていることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年11月から14年3月までの期間、同年7月から同年12月までの期間、15年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年11月から14年3月まで
② 平成14年7月から同年12月まで
③ 平成15年2月及び同年3月

申立期間の国民年金保険料について、日本年金機構から納付事実が確認できない旨回答があった。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付書の使用期限内に納付してきた。それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納になっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、納付書の使用期限内に納付してきた。」と主張しているが、申立人のオンライン記録を見ると、申立人の平成12年6月から17年11月までの保険料は全て過年度納付となっているところ、申立期間①直後の期間である14年4月の保険料は、16年5月28日に、申立期間②直後の期間である15年1月の保険料は、17年2月25日に、申立期間③直後の期間である15年4月の保険料は、17年5月26日に、それぞれ時効成立の直前に過年度納付されていることがオンライン記録上、確認できることから、申立期間①、②及び③直後の期間の保険料の各過年度納付時点においては、制度上、申立期間①、②及び③の保険料はいずれも時効により納付できなかつたものとするのが自然である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、国民年金保険料の収納事務については、平成14年4月から市町村から国に移管され、記録管理の強化が図られていることから、申立期間の国民年金保険料について、記録漏れ、記録誤り等があったものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年2月から50年1月まで
申立期間の国民年金保険料について日本年金機構から、納付事実が確認できない旨回答があった。
申立期間については、親が納税組合に納付していたと聞いた。それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父が私の国民年金の加入手続を行い、納税組合に国民年金保険料を納めた。母もそう言っていた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和51年3月8日以降に払い出され、A市の国民年金被保険者名簿から46年2月23日に遡及して被保険者資格を取得していることが確認できることから、同被保険者名簿の処理欄には「51年4月2日」、納付書打出欄には「51年4月」と記載されていることから、申立人は、当該期間頃に加入手続を行ったものと推認されるものの、当該加入手続時点では、申立期間のうち、46年2月から48年12月までの期間については時効により国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立期間のうち、昭和49年1月から50年1月までの期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿にはその形跡が見られない上、申立人は、「私の親が、私の国民年金保険料を納税組合に納付していた。」と主張しているものの、納税組合では過年度保険料を取り扱うことはで

きないことから、その主張とは符合しない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続をしたとする昭和46年2月から50年3月までの期間における国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、同払出簿に申立人の氏名は無い上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする父親は既に他界している上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況は不明である。

その上、申立人及び申立人の亡き父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月 27 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 54 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間について、夫と共にA社に同じ期間働いていた。自分だけ厚生年金保険の加入期間が1か月ずつ短くなっていることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の夫の具体的な供述及び申立期間②については、申立人の季節移動労働者手帳に「雇入通知書：昭和 54 年 9 月 21 日、雇用期間：54 年 9 月 21 日から 55 年 3 月 20 日まで」と記載されていることにより、申立人及びその夫がA社で季節労働者として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和 59 年 2 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主及び事務員は既に死亡しているほか、連絡の取れた複数の従業員から申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、当該事業所では、昭和 50 年 6 月 2 日から 54 年 10 月 7 日までに厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員の中に夫婦の季節労働者等と思われる従業員が延べ 43 組みられるところ、そのうち延べ 9 組は、夫婦の被保険者資格の取得日又は喪失日が相違していることから、夫婦の季節労働者等は厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日が必ずしも同一日ではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間①について、申立人の季節移動労働者手帳に「雇入通知書：昭和 51 年 10 月 1 日、雇用期間：51 年 10 月 1 日から 52 年 3 月 20

日まで」と記載されており、当該記録は、申立人の当該事業所におけるオンライン記録、被保険者原票及び雇用保険の加入記録と一致している。

加えて、申立人は申立期間①及び②当時、国民年金に加入していたところ、申立期間①については、B町（現在は、C市）の国民年金被保険者名簿には、「昭和51年10月1日（国民年金資格）喪失」と記載されている上、同年9月分の国民年金保険料が還付された形跡は無いとともに、申立期間②についても、同町の国民年金被保険者名簿には、「昭和54年10月1日（国民年金資格）喪失」と記載されており、同年9月分の国民年金保険料が還付された形跡は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 1 日から同年 4 月 10 日まで
日本年金機構から、A社に勤務していた時の厚生年金保険の加入期間は、昭和 44 年 4 月 10 日から 45 年 9 月 1 日までと回答があったものの、私は 44 年 3 月 1 日から同社に勤務しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、当該事業所は、昭和 45 年 11 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、法人登記簿謄本によれば、平成元年 12 月に解散している上、当時の事業主及び役員は死亡又は連絡先が不明であるほか、当時の労務担当者も既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所の元事務員二人及び元同僚二人は、「申立人の名前は知っているが、申立人がいつ採用されたかは分からない。」と供述している上、このうち、元事務員の一人は、「私は昭和 45 年の春に採用されたが、最初は見習いということで厚生年金保険の加入は同年 8 月からであった。」と供述し、元同僚の一人は、「会社では職員を採用しても最初から厚生年金保険には加入させなかった。私も 32 年から勤務しているが、勤務期間と厚生年金保険の加入期間とは同じでない。」と供述していることから、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人の当該事業所における被保険者原票の記録はオンライン記録と一致している上、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 8 月 1 日から 29 年 9 月 2 日まで
② 昭和 30 年 3 月 17 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間について、年金事務所に厚生年金保険の記録照会をしたところ、未加入との回答だった。しかし、私は中学校を卒業後の夏からA社に勤務した。また、途中で会社を辞めたこともないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務に関する記憶及び元同僚の証言により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①について、当該事業所に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、「当時の資料は無い。」と回答している上、申立期間①当時の事業主及び事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態等について関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた元同僚4人のうち3人は既に死亡しており、連絡の取れた一人は、「申立人は確かに中学校を卒業後に勤務したと思うが、申立人の厚生年金保険の取扱いについては覚えていない。」と供述している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡の取れた元従業員3人のうち、一人は、「私は入社後1か月くらいしてから、厚生年金保険に加入したように記憶している。」と供述している上、他の一人は、「私は中学校を卒業してすぐの昭和30年4月から勤務し始めた。」

と供述しているところ、当該従業員の厚生年金保険の資格取得日は同年9月1日となっていることから、同事業所では、必ずしも採用と同時に全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

申立期間②について、当該事業所に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、「当時の資料は無い。」と回答している上、申立期間②当時の事業主及び事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務実態について関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた元同僚は、「具体的な時期や期間は覚えていないが、申立人は就職後、体調を崩して一度実家に帰った記憶がある。」と供述している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡の取れた元従業員5人は、いずれも「申立人のことは覚えているが、勤務期間や厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述している。

加えて、申立人の当該事業所での厚生年金保険の手帳払出番号は、最初の資格取得時と申立期間②後の再取得時の手帳払出番号が異なっていることから、申立人は一度資格喪失した後、再度資格取得したものとするのが自然である。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 1 日から 53 年 5 月 1 日まで
申立期間について、年金事務所に厚生年金保険の記録照会をしたところ、未加入との回答だった。しかし、私は、A社（現在は、B社）に勤務し、昭和 53 年の同社の新年会にも出席しているので、52 年 9 月に当該事業所を退職したとは考えられない。申立期間についても厚生年金保険に加入しているはずなので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私のA社における厚生年金保険の加入記録は、昭和 52 年 7 月 21 日から同年 9 月 1 日までとなっているが、申立期間についても継続して勤務し、仕事内容、勤務時間（午前 3 時 30 分から 7 時まで）にも変化は無かった。」と主張している。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「申立期間当時の関連資料は見当たらない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた元同僚二人のうち、当該事業所で厚生年金保険の資格取得年月日が昭和 54 年 3 月 1 日となっている一人は、「私は同年 3 月 1 日以前から 2 年間くらい当該事業所に勤務していたと思うが、厚生年金保険に加入するまでは 2 時間の勤務だったので、厚生年金保険には加入していなかった。その後、6 時間勤務になったので厚生年金保険に加入するようになった。」と供述し、申立期間当時、厚生年金保険被保険者

であったことが確認できる他の一人は、「当時、当該事業所は、1日6時間以上の勤務時間の従業員を厚生年金保険に加入させていたが、申立人の勤務シフトだとおそらく6時間未満の勤務なので、厚生年金保険には加入しなかったと思う。」と供述している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、連絡が取れた申立期間当時の元従業員4人は、いずれも「申立人のことは分からない。」としており、申立人の勤務実態について具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、雇用保険の加入記録によると、申立人の当該事業所における離職日は昭和52年8月31日であることが確認でき、これは厚生年金保険被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。